

病薬連携運用マニュアル

- ① 薬剤師会は参加保険薬局に対し、ふじのくにねっと上の情報の取り扱い技術向上のため下記のことを行う。
 1. 開示された患者の情報をふまえた質の高いテイラーメイドの服薬指導ができるよう、講習会等を開催する。
 2. 患者のプライバシーに配慮した服薬指導環境の整備を進めるよう指導する。
 3. 患者情報の遺漏がないよう、適切な取り扱いを指導する。
- ② 静岡県立総合病院地域医療ネットワークセンターは、保険薬局から参照施設登録申し込みを受けた場合、当該地域の薬剤師会にその旨を伝える。当該地域薬剤師会は申し込み保険薬局の指導にあたる。
- ③ 保険薬局でのふじのくにねっとユーザーは薬剤師に限る。
- ④ 保険薬局が開示請求/開示するタイミングは、元来の情報提供の原則に則り、患者の診療に資する場合のみとする。
- ⑤ 開示条件は原則 開示依頼日の前後6カ月間の検査、検査結果、処方、注射、病名、入退院歴（開示可能施設のみ）とする。また、開示可能な施設はアレルギーについても開示する。
- ⑥ 保険薬局は、患者、もしくはその関係者にふじのくにねっとで知り得た病名を告げてはならない。
- ⑦ 保険薬局は、処方箋発行施設が開示施設でない場合、開示施設から開示をうけることを処方医に報告する。
- ⑧ 服薬指導した薬剤師は保険薬局で服薬指導した内容の要旨をふじのくにねっと患者カルテのメモに添付し、保険薬局名と指導薬剤師名を記入する。
- ⑨ 参照保険薬局からのふじのくにねっとの使い方等に関する問い合わせは、当該地域の開示施設を窓口とする。
- ⑩ 薬剤師会は薬剤師の役割や病薬連携のメリットを市民にアピールする。

平成 24 年 9 月 28 日 ふじのくにねっと運用部会